

2021年 第11週（3月15日～3月21日）の感染症発生動向調査情報を送付します

<今週の内容>

- 1 管内の発生状況
- 2 発生から見る注意点
 - 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
 - 2) 感染性胃腸炎に注意が必要です
 - 3) 伝染性紅斑が発生しています
- 3 新型コロナウイルス感染症について
 - 1) 年度替わり感染拡大防止の徹底
 - 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制
 - 3) クラスタ対策の強化
 - 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」
- 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

1 管内の発生状況

- 1) 定点把握感染症（指定された医療機関から報告を求める感染症）（報告のあった全疾患）

（表1）

| | 疾患名 | 定点当たり患者数 | | | 増減 (今週-先週) |
|----|--------|----------|------|------|---------------|
| | | 今週 | 先週 | 先々週 | |
| 1位 | 感染性胃腸炎 | 0.50 | 0.00 | 0.50 | +0.50 |
| 1位 | 伝染性紅斑 | 0.50 | 0.00 | 0.00 | +0.50 |

- 2) 管内の全数把握感染症（すべての医療機関から報告を求める感染症）
・報告ありません

2 発生から見る注意点

- 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています

2) 感染性胃腸炎に注意が必要です

高齢者等の施設内での嘔吐や下痢等の症状見られた場合は、感染性胃腸炎を念頭に置き、対応をお願いします。症状消失後も1週間～1か月程度、便中にウイルスが排出されていますので、引き続き注意が必要です。

感染性胃腸炎とは（兵庫県ホームページ）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12_000000035.html

3) 伝染性紅斑が発生しています

伝染性紅斑は両ほほ等に鮮明な紅斑が出現しますが、紅斑が出現する7～10日ほど前に感冒様症状などが現れます。紅斑が出現する前が感染力が強く、紅斑が出現する頃には感染の危険性はなくなります。咳エチケットや手洗いの励行等の予防策が必要です。

3 新型コロナウイルス感染症について

兵庫県内では、第11週は431人の新型コロナウイルス新規感染者の報告があり、先週290人の1.5倍の増加となっています。

3月に入って新規感染者数は下げ止まりから増加に転じ、今週は対先週比1.5倍に増加し、感染再拡大(リバウンド)の傾向にあります。また、感染力が強いとされるウイルス変異株の感染者

数も増加傾向にあります。今ここで対策を緩めると、感染が再拡大する恐れがあります。引き続き感染防止対策を徹底し、一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。

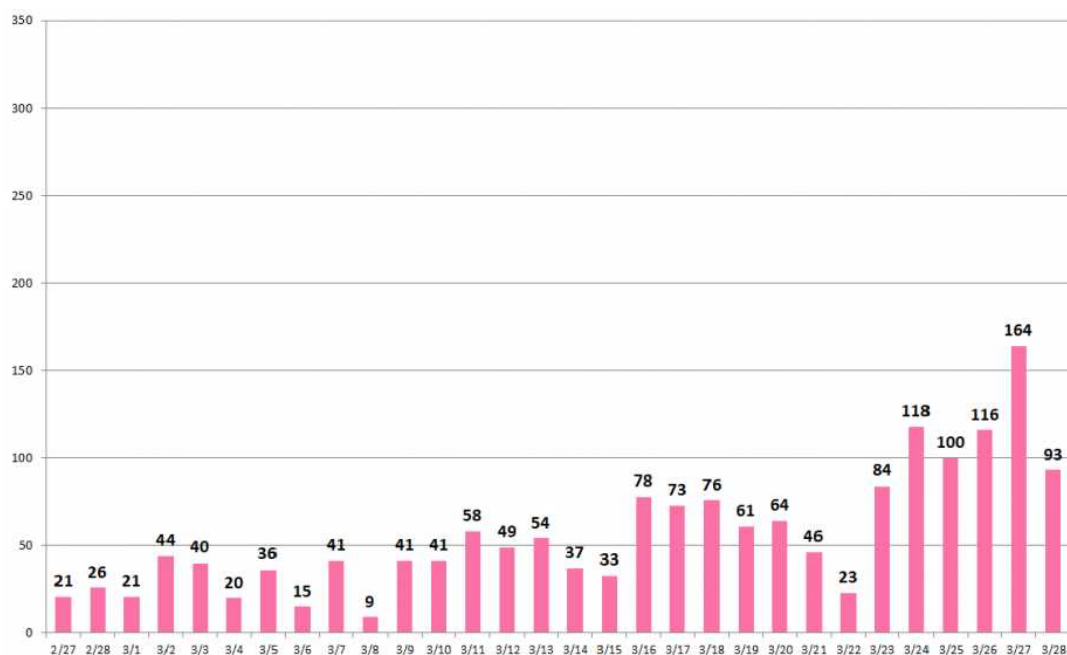
1) 年度替わり感染拡大防止の徹底

エリア単位で対策を重点化しつつ、社会活動規制を継続

【直近1週間平均患者数】

| 3月28日14時現在) | 3月23日 | 3月24日 | 3月25日 | 3月26日 | 3月27日 | 3月28日 | 3月29日 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規陽性者数:1週間平均(人) | 61.0 | 67.4 | 70.9 | 78.7 | 93.0 | 99.7 | 106.4 |
| 重症者用病床の使用率(%) | 43.1 | 45.6 | 49.1 | 49.1 | 51.7 | 55.1 | - |

【直近1ヶ月の陽性件数の推移(2/27~3/28)】



兵庫県内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona_hassei_jyokyo.html

● エリア単位で対策を重点化しつつ、社会活動規制を継続

| | 3/22 (月) ~3/31 (水) | 4/1 (木) ~4/21 (水) | | | | | | | | |
|--|---|---|------|--|-----------------|----------|--|------|-------|----|
| ①外出自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ○感染が拡大している地域との不要不急の往来自粛 ○感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケなどリスクの高い施設の利用自粛 ○大人数や長時間に及ぶ会食の自粛 ○会食などリスクの多い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を | 同左 (特に若者への自粛を強く要請) | | | | | | | | |
| ②施設の使用制限 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>飲食店等の営業時間短縮</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・5時~21時まで (酒類提供11時~20時30分まで) ・4万円/日の協力金支給 </td> <td>神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市</td> </tr> </tbody> </table> | 飲食店等の営業時間短縮 | 対象地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・5時~21時まで (酒類提供11時~20時30分まで) ・4万円/日の協力金支給 | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 | 対象地域(拡大) | | | | |
| | 飲食店等の営業時間短縮 | 対象地域 | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・5時~21時まで (酒類提供11時~20時30分まで) ・4万円/日の協力金支給 | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 | | | | | | | | | |
| | | 神戸市、阪神南(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨(姫路市、市川町、福崎町、神河町) | | | | | | | | |
| ③イベント開催制限 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声なし</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人以下又は 50%以内(≦1万人) のいずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>大声あり</td> <td>50%以内</td> </tr> </tbody> </table> | | 収容率 | 人数上限 | 大声なし | 100%以内 | 5,000人以下又は 50%以内(≦1万人) のいずれか大きい方 | 大声あり | 50%以内 | 同左 |
| | | 収容率 | 人数上限 | | | | | | | |
| 大声なし | 100%以内 | 5,000人以下又は 50%以内(≦1万人) のいずれか大きい方 | | | | | | | | |
| 大声あり | 50%以内 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ④出勤抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ○出勤者の7割削減をめざすことも含め、在宅勤務、テレビ会議などを推進 | 同左 | | | | | | | | |

家庭、施設等へのウイルス持込み防止

- 兵庫県内では、新型コロナウイルス新規感染者数が100人を超える日が続くなど、感染拡大の危機にあります。
- 変異株による感染も増加しています。
- 年度替りのこの時期は、飲食機会が増加します。

感染拡大防止を徹底するため、次の取組にご協力ください。

- 感染拡大地域をはじめ不要不急の都道府県間の移動を控えてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を講じていない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛してください。
- 歓送迎会、花見による宴会、自宅での飲み会(宅飲み)など、大人数・長時間の飲食は自粛してください。特に若い方々は、感染防止を我が事としてとらえ、責任ある行動をとってください。
- 会食の際は、次のことを守ってください。
 - ・1グループ4人単位(同居家族を除く)
 - ・長時間の飲食は控える(2次会等に行かない)
 - ・会話の際は、扇子やマスク等により、飛沫を防止
- 会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動をしてください。
- マスク、手洗い、定期的な換気、周りの人との一定の距離の確保など3密(密閉、密集、密接)の回避をお願いします。
- 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などに一層取り組んでください。

感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)



2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、地域の医療機関で診察・検査できるよう、「発熱等診療・検査医療機関」を設けました。

発熱の症状があれば、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診しましょう。かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(全県)」に相談してください。

※以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(該当しない場合の相談も可)

□ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

□ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

□ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

※ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

※ 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

兵庫県は陽性者が軽症、無症状であっても、病状の見極め等医師の総合判断により、入院、宿泊施設への入所をお願いしています。

原則、自宅療養をお願いすることはありません。

本県の特徴は、**宿泊施設で安全に療養していただくことを可能とし、また、家庭内の感染防止にも役立っています。**

(兵庫県) 新型コロナウイルス感染症の対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hyogo-style.html>

3) クラスター対策の強化

① 社会福祉施設等への PCR 検査の強化

職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には陽性者の有無にかかわらず本人及び関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施

② 従業員、利用者に対し、ウイルスを持ち込ませないことを改めて徹底

医療機関・社会福祉施設等での PCR 検査の強化について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/documents/shafukushisetsukansenyobou2.pdf>

4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」

| 時間 | 機関 | 電話番号 |
|---------------|------------------|--------------|
| 平日 9:00~17:30 | 朝来健康福祉事務所 | 079-672-0555 |
| 平日・休日 24時間 | 新型コロナ健康相談コールセンター | 078-362-9980 |

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、以下のホームページ等で随時更新されています。

- 1 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 2 国立感染症研究所 新型コロナウイルスに関連する情報
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>
- 3 兵庫県新型コロナウイルス感染症について
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html>
- 4 新型コロナウイルスの対応について
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

<問合せ先・予約先>朝来健康福祉事務所

電 話 079-672-0555
メー ル asagohokensho-aids@pref.hyogo.lg.jp
実 施 日 4月の実施日 4月15日(木)